令和２年度筑波大学研究基盤支援プログラム（Ｃタイプ）
募集要領

１．目的
各部局で実施している科学研究費補助金のステップアップ強化に係る取組を支援することで、科学研究費補助金「基盤研究(B）相当以上」の大型種目獲得数の増加を目指す。

２．研究基盤支援プログラムの内容等
本年度の研究基盤支援プログラム（Ｃタイプ）は、次のとおりとします。

種目	内容	支援期間	支援額
Ｃタイプ	**各部局が基盤研究(C)、若手研究(A)、若手研究(B)、若手研究のいずれかの獲得実績のある教員に対して実施する「科学研究費補助金のステップアップ強化を図る取組」を支援する。**	採択後 ～ 令和3年3月末まで	各部局の取組において教員1人あたりに支援する研究費の7割(上限35万円)を支援します。ただし、本プログラムの予算額を超える場合は調整することがあります。

３．支援要件
本プログラムの採択には、各部局で実施する科学研究費補助金のステップアップを図る取組で支援する教員について、以下の点を満たしていることが要件となります。

（１）基盤研究(C)、若手研究(A)、若手研究(B)、若手研究のいずれかの獲得実績（年度は問わない、研究分担者は不可）を有すること。

（２）<u>必ず令和３年度科学研究費補助金「基盤研究(B)相当以上」の種目に応募すること。</u>
ただし、基盤研究(C)、若手研究(A)、若手研究(B)、若手研究のいずれかの獲得実績があり、かつ直近の採択種目が「基盤研究(B)相当」以上の教員は、当該直近の採択種目又はそれより上位の種目に応募すること。

（３）「基盤研究(B)相当以上」の獲得実績はあるが直近の採択種目が「基盤研究(C)」以下である場合は「基盤研究(B)相当」以上の種目に応募すること。

４.他の研究基盤支援プログラムとの重複申請について
他の研究基盤支援プログラム（Ａタイプ・Ｂタイプ・Ｓタイプ）と重複申請する場合の取り扱いは以下のとおりとします。

Ａタイプ：Ａタイプに申請する教員をＣタイプの支援対象教員として申請することは可とします。ただしＣタイプに採択された教員がＡタイプに採択された場合は、Ａタイプの支援について、Ｃタイプの支援分を減額の上配分します。

Ｂタイプ：Ｂタイプに申請する教員をＣタイプの支援対象教員として申請することは可とします。ただしＣタイプに採択された教員がＢタイプに採択された場合は、Ｂタイプの支援について、Ｃタイプの支援分を減額の上配分します。

Ｓタイプ：現在Ｓタイプの支援を受けている平成２９年度～令和元年度の採択者はＣタイプの支援対象外とします。本年度のＳタイプに申請（予定）の教員をＣタイプの支援対象教員とすることは可能ですが、当該教員がＳタイプに採択された場合は、Ｓタイプの支援について、Ｃタイプの支援分を減額の上配分します。

５．申請額等
各部局で支援する人数等に基づき積算した金額で申請してください。申請金額の上限は設けませんが、審査により申請金額より減額した額での配分または申請取組が不採択（配分なし）となる場合があります。なお採択された場合、申請した各部局に配分されますので、その後各部局から支援を受ける教員に配分していただくことになります。（ただし、部局において既に「科研費ステップアップ支援」として教員に支援を実施していた場合、Ｃタイプ採択額を部局で使用することも可能です。）

６．経費
（１）Ｃタイプの対象となる経費
Ｃタイプの支援を受ける教員が研究の遂行に必要とする「設備備品費」、「消耗品費」、「旅

費」、「謝金等」及び「その他」とします。

（２）対象とならない経費

（１）の研究の遂行に必要な経費であっても、次の経費は申請することができません。

① 建物等施設に関する経費

② 机、椅子、複写機等各部局で通常備えるべき設備備品を購入するための経費

７．申請手続

各部局は、別に定める「令和２年度筑波大学研究基盤支援プログラム（Ｃタイプ）申請書作成・記入要領」に基づいて、申請書を作成・提出してください。

申請期限

申請書の締切：**令和２年５月27日（水）17時**

※電子媒体で提出願います。

※ファイル名は、【部局名】Ｃタイプ申請書として下さい。

申請書類の提出先及び問合せ先：研究推進部研究企画課（研究推進係）

メールアドレス：kobo@un.tsukuba.ac.jp （電話：2935、2928）

８．審査方法等

採択研究課題の選定は、審査部会委員の書面審査の結果に基づき、研究推進会議において本プログラムの目的に照らして、決定します。

《Ｃタイプのスケジュール予定》

令和元年	5月27日（水）	申請書締切
	6月上旬	書面審査
	6月下旬	採択決定

９．採択結果の公開

審査の透明性・公正性の確保の観点から、申請数・採択数等の情報を公開します。

１０．採択された場合の条件等

別途お知らせする「成果報告書」を作成の上、指定する期日までに提出してください（期限厳守）。

１１．その他

研究基盤支援プログラムにおいて行った研究の成果としての特許等の取扱いについては、筑波大学知的財産規則によります。